

労災ケアサポート事業の概要

(厚生労働省委託事業)



一般財団法人 労災サポートセンター

労災年金受給者の現状

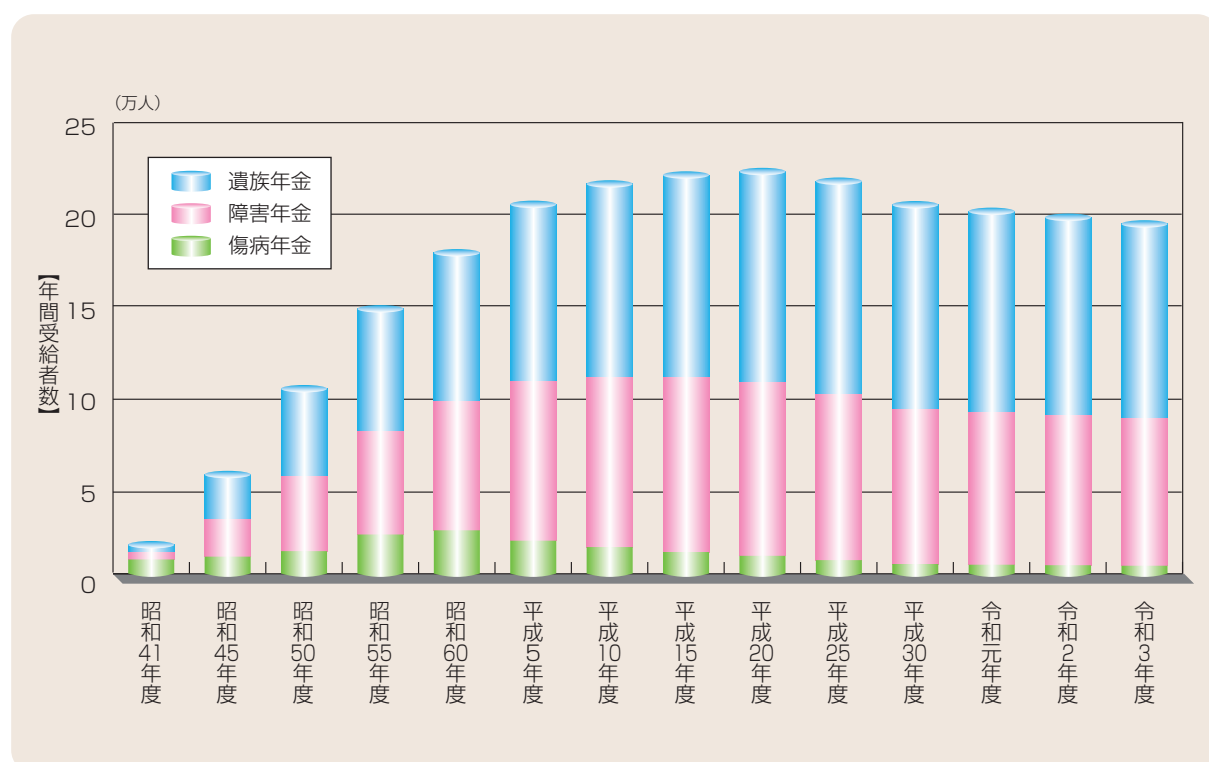
業務上の災害や通勤途上の災害で亡くなられた労働者のご遺族あるいは被災され重度の障害をもつ労働者の方には、労災保険から労災年金が支給されます。

現在、労災年金の受給者数は、約 194,000 人と労災年金制度が本格的に導入された昭和 41 年度（約 15,900 人）の約 12 倍にもなっており、高水準で推移しています。

このうち、傷病・障害等級が第 1 級から第 3 級の重度の障害をもつ労災年金受給者（以下「労災重度被災労働者」といいます。）は、約 21,500 人となっています。

労働災害の防止のために企業や関係団体等で懸命の努力はなされていますが、それでもなお、毎年、約 4,700 人（令和 3 年度）の方が新たに労災年金の受給者となっており、このうち、労災重度被災労働者は、約 1,000 人にのぼっています。

労災年金受給者数の推移



労災重度被災労働者に対する支援

一般財団法人労災サポートセンターでは、労働災害による障害等によって、養育、就労、介護など生活全般にわたり、大きな不安を抱えながら日々の生活を送られている労災重度被災労働者の方やそのご家族を支援し、諸問題を解決するお手伝いをするため、厚生労働省から委託を受け、次の事業を行っています。

労災ケアサポート事業

労災ケアサポート事業は、65歳未満の労災重度被災労働者の方及びそのご家族に対して、専門のスタッフによる在宅介護・看護、健康管理、メンタルケアに関する訪問支援を実施するなど、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を行うことを目的とする事業です。

このため、全国7か所に労災年金支援センターを設置し、各都道府県に1名以上の看護師の資格を有する労災ケアサポーター、健康管理指導医を配置しています。また、各労災年金支援センターに1名のメンタルケア指導医を配置しています。

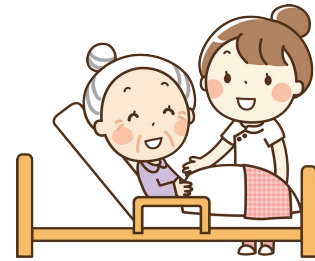
1 訪問支援

労災ケアサポーターが、ご自宅で生活されている65歳未満の労災重度被災労働者のお宅を訪問し、労災重度被災労働者及びそのご家族に対して在宅介護・看護、健康管理等に関する支援を行います。

特に、寝たきりなどの状態にある方やその方を介護されているご家族に対しては、日常生活や身の回りのお世話などの介護方法、介護機器の選定と使用方法、住宅の改造などについての相談対応等を行っています。

また、一人暮らしの方に対しては、介護保険、障害者総合支援法の障害福祉サービス、地域の自治体による重度障害者への施策の状況、当財団が厚生労働省から委託を受けて運営している労災特別介護援護事業などの介護サービスに係る相談にも応じています。

令和3年度は、延べ11,220人のお宅を訪問し、在宅介護・看護、健康管理等に関する支援を行いました。



2 専門医による指導

労災ケアサポーターによる訪問支援のほか、65歳未満の労災重度被災労働者に対する健康管理指導医やメンタルケア指導医による医学専門的な指導も行っています。

なお、労災ケアサポート事業を利用された方々の個人情報については、情報の漏えい防止など、その取扱いに万全を期しています。

3 労災ホームヘルプサービスの実施

ご自宅で生活されている労災重度被災労働者のうち、ご家族以外の介護サービスを希望される方には、労災ケアサポーター又は労災年金支援センターを通じて、労災ホームヘルパーを紹介しています。

(利用できる方)

労災年金の傷病・障害等級が第1級～第3級で、ご自宅で常時介護又は随時介護が必要な方（介護保険の受給資格者を除く。）

(介護サービスの内容)

- 専門的サービス
床ずれの予防・措置、排泄処置に関するもの
- 一般的サービス
食事、入浴、排泄等生活の基本動作に関するもの
- 家事援助サービス
掃除、洗濯等家事に関するもの

(費用負担)

介護サービス費用の3割を利用者が負担。7割は国が負担します。

4 アンケート調査に対する協力をお願い

厚生労働省では、労災ケアサポーターが訪問支援にお伺いした際に、訪問支援のサービス内容に対する評価や意見・要望等に関するアンケート調査を実施しています。



労災特別介護援護事業

一般財団法人労災サポートセンターでは、上記の労災ケアサポート事業のほか、厚生労働省から委託を受け、全国8か所に設置された労災特別介護施設（ケアプラザ）において、せき髄損傷、けい髄損傷、頭部外傷等の労災特有の傷病・障害に応じた専門的な介護サービスを提供しています。

ケアプラザに入居できる方は、労災重度被災労働者（傷病等級・障害等級第1級から第3級）の方で、居宅において介護が困難と認められるのほか、障害等級第4級程度に該当する60歳以上の方で、居宅における介護が困難な場合は、入居が認められる場合もあります。

入居等を希望される場合は、労災ケアサポーターか、直接ケアプラザまでお問い合わせください。

また、ケアプラザでは、短期滞在介護サービス、日帰り介護サービス等も行っていますので、併せてご利用ください。

ケアプラザ所在地一覧表

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
ケアプラザ岩見沢	068-0829	北海道岩見沢市かえで町 8-1-1	0126-25-9001
ケアプラザ富谷	981-3332	宮城県富谷市明石台 4-8-1	022-772-3311
ケアプラザ四街道	284-0037	千葉県四街道市中台 511	043-433-0120
ケアプラザ瀬戸	489-0989	愛知県瀬戸市山手町 294-5	0561-85-5400
ケアプラザ堺	590-0137	大阪府堺市南區城山台 5-2-1	072-291-7989
ケアプラザ呉	737-0923	広島県呉市神山 2-1-15	0823-34-5577
ケアプラザ新居浜	792-0896	愛媛県新居浜市阿島 1-3-12	0897-67-1122
ケアプラザ宇土	869-0407	熊本県宇土市松原町 243	0964-23-2211

労災ケアサポート事業受託者の所在地

名 称	所在地・電話番号
一般財団法人 労災サポートセンター	〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-3 飛栄九段北ビル 10 階
	電話 03-6834-2510

労災年金支援センターの所在地

名 称	所在地・電話番号	担当区域
北海道労災年金支援センター	〒060-0061 北海道札幌市中央区南一条西 8-14-3 札幌第2スカイビル 6 階	北海道
	電話 011-241-8083	
東北労災年金支援センター	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-5-3 佐新ビル 4 階	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
	電話 022-265-7667	
関東労災年金支援センター	〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-3 飛栄九段北ビル 10 階	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、山梨県、 長野県
	電話 03-6834-2640	
中部労災年金支援センター	〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦 2-5-5 八木兵伝馬町ビル 8 階	富山県、石川県、福井県、 岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県
	電話 052-205-7211	
近畿労災年金支援センター	〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前 1-7-31 OMM ビル 8 階	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
	電話 06-4790-1611	
中国・四国労災年金支援センター	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 8-10 クロスタワー 4 階	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県
	電話 082-223-3286	
九州労災年金支援センター	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 1-10-35 CLUB 博多駅東オフィスビル 3 階 302 号	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県
	電話 092-472-7161	

労災ケアサポート事業に関するお問い合わせは上記事業者又は各支援センターにお問い合わせください。

厚生労働省では、労災保険の給付の案内や手続方法などの相談に応じるため、
労災保険相談ダイヤル（厚生労働省委託事業）を開設しています。

0570-006031 【受付時間：平日 8:30～17:15】

※ ご利用の際は、通話料がかかります。